

# 新しい行政改革大綱概要

## 概要

「改革に終わりなし」との認識の下、「愛顔あふれる愛媛県づくり」を支える簡素で効率的な組織づくりを更に推進するとともに、市町や民間等との連携により愛媛県の総合力を発揮しながら、重要課題に積極果敢に対応する政策立案型行政への転換を目指す。

## 1 これまでの行政改革の取組

- 第1期(H8～H10)〔行政改革大綱〕簡素で効率的な行政システムの確立
- 第2期(H11～H13)〔新行政改革大綱〕県民の県民による県民のための県政の推進
- 第3期(H14～H17)〔行政システム改革大綱〕最少のコストで最大の県民満足を提供
- 第4期(H18～H22)〔構造改革プラン〕県民との協働自治

### 【取組の成果】

- 危機的な財政状況の一定の改善
  - ・基金の積立て(H17:107億円 H22:240億円)
  - ・県債の発行抑制(H17年度比 1,237億円) など
- 組織・定員のスリム化
  - ・地方機関の再編(地方局:5地方局 3地方局、試験研究機関:15機関 3機関)
  - ・定員の適正化(一般行政部門 H7(基準年):4,756人 H23:3,861人 895人(18.8%)) など
- 公共サービスの見直し
  - ・NPO等との協働(提案型パートナーシップ推進事業、愛リバー・愛ロード制度)
  - ・民間活力の導入(公の施設への指定管理者制度の導入、業務のアウトソーシングの推進) など

## 2 新たな改革の必要性

### 厳しい財政見通し

- ・国の財政運営の動向や厳しい経済情勢が地方財政に大きな影響
- ・少子高齢化による社会保障関係経費の増大や地方交付税の振替えとなる臨時財政対策債の増加による公債費の高止まり

### 分権型社会への対応

- ・国主導による地方分権改革の停滞
- ・地方主体の新たな広域行政への動き

### 政策課題への対応

- ・第6次県長期計画(愛媛の未来づくりプラン)による「愛のくに 愛顔あふれる愛媛県づくり」の推進
- ・東日本大震災を踏まえた防災力の強化、地域経営の鍵を握る産業振興など緊急の重要課題への対応

## 3 新しい行政改革大綱の目的と3つの改革

### 基本理念(目的)

『愛のくに 愛顔あふれる愛媛県』の土台づくり  
～「自主・自立のえひめ」を目指して～  
分権時代に対応した足腰の強い組織・仕組み・人づくり

### 必要な取組

簡素で効率的な組織づくり

市町、NPO、民間等と力を合わせる

創意工夫や企画力で前向きな県政推進

### 3つの改革

「挑戦」する改革  
～更なる組織の進化～

「連携」する改革  
～県民の底力の結集～

「創造」する改革  
～政策立案型行政への転換～

### 推進姿勢

数値目標等を設定し全庁一丸となって実施(100のチャレンジ)

## 「挑戦」する改革 ～更なる組織の進化～

徹底した無駄の削減、組織のスリム化など、これまでの行政改革の成果を踏まえながら、厳しい財政状況や本県を取り巻く環境の変化にも柔軟に対応できるよう、簡素で効率的な組織づくりを更に推進

## 「連携」する改革 ～県民の底力の結集～

市町との連携に重点的に取り組み、「チーム愛媛」として二重行政の解消など県と市町が一体となった効果的・効率的な行政運営を図るとともに、NPO、ボランティア、民間など多様な主体との協働や他県との広域連携を推進

## 「創造」する改革 ～政策立案型行政への転換～

長期計画の効果的な推進や防災力の強化など重要課題に積極的に取り組むため、戦略性・機動性・柔軟性の高い組織づくりを推進するとともに、職員の意識改革と人材の育成に努め、政策立案型行政への転換を目指す

【推進に当たって】簡素化・効率化の追求姿勢を堅持するとともに、個々の課題には可能な範囲で丁寧に対処  
・職員の年齢構成高齢化による組織のひずみ、防災対策などの緊急課題 など

## 4 推進期間・進行管理

### (1) 推進期間

- ・平成23年度から平成26年度までの4年間

### (2) 進行管理

- ・PDCAサイクルに基づき、戦略本部において進行管理を行い、新たな課題の発生などを踏まえ、見直しを実施
- ・毎年度の進捗状況は、県議会や外部有識者委員会に報告するとともに、県民に分かりやすく公表

### (3) 機動的・弾力的対応

- ・社会経済情勢の急激な変動や国の財政運営・制度の大幅な変更等があった場合には、取組内容を拡大強化することを含め、機動的・弾力的に対応

## 5 重点取組事項

### 「挑戦」する改革

#### (1) 財政改革

- 財源対策用基金残高：大規模災害等に備えて200億円規模を堅持しつつ300億円以上を目標に可能な限り積み増し
- 実質公債費比率：15.5%（類似団体の平均値）以下に抑制
- 将来負担比率：現状（183.2%）を維持

#### (2) 組織改革

- 組織のスリム化・効率化・活性化に引き続き取り組み
- 4年間で一般行政部門（知事部局等）の職員数を4%（160人程度）削減

#### (3) 行政評価システムの改善・強化

- 外部評価を拡充し、毎年度100事業（総事業費100億円）を対象に徹底的に点検

### 「連携」する改革

#### (1) 県・市町連携による「チーム愛媛」の推進

- 「連携推進プラン」を策定し、40の新たな連携施策を具体化

#### (2) 基礎自治体の機能向上支援

- 市町の行政運営に役立つ市町サポートBBS（電子掲示板）を開設し、行財政情報（50件以上）を提供

#### (3) 市町との人事交流の拡大

- 基礎自治体重視の県政運営を進め、県・市町の連携を一層進めるため、20市町との人事交流を実施

### 「創造」する改革

#### (1) 政策立案型組織づくり

- 課長補佐級職員をリーダーとした業務執行体制の拡充
- 重点戦略方針に基づく政策展開、政策推進組織による連携強化等により、部局横断的課題に対応

#### (2) 職員の政策立案能力の強化

- 「5つの意識改革」を徹底
- 課長級昇任試験制度の導入による能力・実績重視型の人事管理を推進

#### (3) 広域自治体としての機能を発揮

- 国の出先機関改革、義務付け・枠付けの見直しへの対応
- 地域主権改革プロジェクトチームによる広域自治体のあり方の検討

## 6 目標設定事項(100のチャレンジ)

100のチャレンジ(目標)(別記)を設定し、県民に分かりやすく改革の進捗状況を示すとともに全庁一丸となって目標の達成に取り組む。(100のチャレンジのうち特に重点的に取り組む重点目標を設定)



# 目標設定事項（100のチャレンジ）

重点	No	体系項目	目標設定事項	数値目標等
<b>1 「挑戦」する改革 ~更なる組織の進化~</b>				
<b>(1) 財政改革</b>				
	1	-工	投資的経費の効果的な執行による実質的な県債残高の圧縮（将来負担比率の抑制）	現状（183.2%）を維持 毎年度決算を踏まえて見直し
	2	-オ	有利な起債の活用による将来負担の抑制（実質公債費比率の抑制）	15.5%（類似団体の平均値）以下 毎年度決算を踏まえて見直し
	3	-キ	財源対策用基金の取崩しの圧縮と節減努力による積立て（財源対策用基金残高の確保）	200億円規模を堅持しつつ300億円以上 毎年度決算を踏まえて見直し
	4	-オ	公共工事のコスト縮減	縮減率：毎年度15%以上（22年度比）
	5	-ア	県有財産の売却・利活用（売却等の促進）	26年度までに約6億円の売却収入を確保
	6	-イ	未回収債権（税外）の回収強化	県庁全体の未回収額の縮減
	7	-ケ	税負担の公平性確保と徴収率の向上（徴収率の向上）	全税目徴収率全国順位10位（最終年度27年度）
	8	-ケ	税負担の公平性確保と徴収率の向上（滞納額の縮減）	個人県民税を除く滞納繰越金を10億円に削減（最終年度27年度）
	9	-コ	広告料収入の確保	広告事業件数年間25件以上
<b>(2) 組織改革</b>				
	10	-ウ	公務効率の向上（超過勤務の縮減）	年間360時間
	11	-ウ	公務効率の向上（年次有給休暇の取得促進）	年次有給休暇の取得目標：15日
	12	-ウ	公務効率の向上（子どもの出生時における父親の休暇の取得促進）	子どもの出生時における父親の特別休暇取得目標：6日
	13	-ウ	公務効率の向上（育児休業等の取得促進）	育児休業の取得率：男性10% 女性100%
	14	-ウ	公務効率の向上（育児休業等の取得促進）	育児短時間勤務の利用率：男性10% 女性30%
	15	-エ	福利厚生事業の見直し	一般定期健康診断の受診率100%
	16	-エ	福利厚生事業の見直し	各安全衛生委員会の年12回以上開催
	17	-オ	公の施設の見直し（県直営施設の見直し）	25年度までに看護専門学校の間接移譲完了
	18	-オ	公の施設の見直し（県直営施設の見直し）	県営住宅への指定管理者制度導入促進（20団地 49団地）
	19	-オ	公の施設の見直し（指定管理者制度導入施設の見直し）	宇和海自然ふれあい館、産業情報センター、物産観光センターの見直し完了
	20	-カ	県出資法人の経営評価（経営状況、資産債務の状況及び事業の実績等の把握）	県出資比率が25%以上の22県出資法人の定期的な経営評価実施率100%
	21	-カ	県出資法人の経営評価（自主性・自律性の向上）	特別民法法人である12県出資法人の新公益法人制度への移行100%
	22	-カ	県出資法人の経営評価（法人情報等の積極的な開示等）	22県出資法人の基本・財務等法人情報の県ホームページでの公開率100%
	23	-カ	県出資法人の経営評価（法人情報等の積極的な開示等）	22県出資法人の基本・財務等法人情報の法人ホームページでの公開率95%
	24	-ク	公営企業の経営健全化（県立病院の収益増加・経費縮減）	単年度収支の均衡
	25	-ク	公営企業の経営健全化（県立病院の収益増加・経費縮減）	累積欠損金の縮減
	26	-ク	公営企業の経営健全化（売上高経常利益率（電気事業））	毎年10%以上
	27	-ク	公営企業の経営健全化（契約給水量（工業用水道事業））	26年度末 244,515m3 / 日
	28	-ク	公営企業の経営健全化（発電所運転監視業務の集中化）	24年度から銅山川発電所の運転監視業務を松山発電工水から遠隔監視
	29	-ク	公営企業の経営健全化（未収金の徴収対策強化（病院事業））	未収金の縮減
	30	-ク	公営企業の経営健全化（東予インダストリアルパークの早期分譲）	29年度まで 12ha（完売）
	31	-ア	適正かつ計画的な定員管理（目標数値等を踏まえた計画的な定員管理）	一般行政部門職員数4%削減（H23 H27； 160人程度）
	32	-エ	臨時職員の適正な配置	臨時職員数4%削減（H23 H27； 14人）
<b>(3) 業務改革</b>				
	33	-ア	行政評価システムの改善・強化（外部評価の強化）	外部評価による事務事業の見直し率100%
	34	-ア	行政評価システムの改善・強化（外部評価の強化）	毎年度100事業（総事業費100億円）を対象に点検

重点	No	体系項目	目標設定事項	数値目標等
	35	-ア	行政評価システムの改善・強化（評価システムの改善）	行政評価（内部評価）による事務事業の見直し率55%
	36	-イ	包括外部監査制度の有効活用（包括外部監査の監査結果に基づいた事務事業の見直し等の実施）	指摘事項の対応状況の翌年度内公表率50%以上
	37	-イ	包括外部監査制度の有効活用（包括外部監査結果（指摘）の対応状況の公表）	毎年度公表（対応件数 / 指摘件数 * 100 = 100%）
	38	-イ	包括外部監査制度の有効活用（包括外部監査結果（意見）の対応状況の公表）	毎年度公表（対応件数 / 意見件数 * 100 = 100%）
	39	-エ	監査委員による行政監査の強化（行政監査結果の対応状況の公表）	毎年度公表（対応件数 / 意見等件数 * 100 = 100%）
	40	-ア	ファシリティマネジメントの検討（ファシリティマネジメント体制の検討）	24年度までに専門組織の設置及び基本方針の作成等についての検討結果取りまとめ
	41	-ア	ファシリティマネジメントの検討（本庁舎E S C O導入による維持管理費の削減）	18年度から15年間の累計で約3億3千万円削減
	42	-イ	事務改善職員提案募集の実施	4年間で160件以上（1年40件程度）
	43	-ウ	行政手続条例の適正な運用（許認可等の基準及び標準処理期間の設定・見直し・短縮）	毎年2回以上の見直しの実施
	44	-エ	適正な情報システムの導入の推進（高度情報化関連予算の審査）	予算審査における指摘対応率（対応件数 / 指摘件数 * 100 = 100%）
	45	-カ	公共土施設維持管理システムの構築	25年度までに事後保全・観察保全型施設の点検マニュアル策定
	46	-ア	業務継続計画（BCP）の策定（地方局版BCPの策定）	23年度中に業務継続計画（地方局版BCP）を策定
	47	-ア	業務継続計画（BCP）の策定（災害時行動計画（本庁各部署）の策定）	24年度中に災害時行動計画（本庁各部署）を策定
	48	-ア	業務継続計画（BCP）の策定（各計画マネジメント）	毎年1回、訓練を実施
<b>2 「連携」する改革 ~県民の底力の結集~</b>				
<b>(1) 県と市町との総合力の発揮</b>				
	49	-ア	県・市町職員の合同政策研究活動の推進（合同政策研究活動への支援）	24年度から制度を導入
	50	-イ	県と市町の政策課題に対する協議（県・市町連携政策会議の開催）	毎年2回程度実施
	51	-イ	県と市町の政策課題に対する協議（えひめトップミーティングの開催）	毎年2回実施
	52	-イ	県と市町の政策課題に対する協議（地域政策懇談会の開催）	地方局ごとに年2回程度実施
	53	-エ	県と市町との連携施策の創出（県と市町による共同施策の具体化）	26年度までに合計40の連携施策策具体化
	54	-ア	市町との人事交流の促進と人材育成の支援（人事交流の推進）	20市町との人事交流
	55	-ア	市町に対する相談・サポート体制の整備（市町サポートBBSの開設）	24年度までに開設（毎年度50件以上の行・財・税政情報の提供）
	56	-ア	市町に対する相談・サポート体制の整備（市町との連絡調整の場を設置し定期的に実施）	毎年、東予、中予、南予で各1回実施
	57	-イ	市町の行政改革の支援（行革甲子園）	24年度：審査員による事例評価・開催
	58	-ウ	合併市町のまちづくり及び合併等への支援（旧法下で合併した市町への支援（合併特例事業等））	建設計画に掲げた合併特例債活用予定額に対する達成度 90%（期間：合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度）
<b>(2) 地域・NPOとの連携</b>				
	59	-ア	地域づくり団体等の自発的取組のサポート（新ふるさとづくり総合支援事業の実施）	各助成事業の数値目標達成率の総計 100%
	60	-ア	地域づくり団体等の自発的取組のサポート（集落づくりの推進）	各県庁等が実施する補助事業の採択件数 年25件
	61	-イ	新しい公共支援事業の推進（地域課題解決活動の創出）	県内20事業以上の取組
	62	-ウ	NPO等の公募型事業の推進（NPO等の公募型事業の推進）	県内20市町での取組
	63	-ウ	NPO等の公募型事業の推進（県民協働地域社会づくり推進事業の推進）	23年度6事業
	64	-オ	NPO・ボランティア団体等のネットワーク化の推進（地域応援セミナーの開催や交流の場の提供）	各年度1ヶ所
	65	-カ	公共土施設愛護事業の推進（愛りバー（河川）制度の推進）	新規団体認定数 84団体（23～26年度累計）
	66	-カ	公共土施設愛護事業の推進（愛ビーチ（海岸）制度の推進）	新規団体認定数 20団体（23～26年度累計）
	67	-カ	公共土施設愛護事業の推進（愛ロード（道路）制度の推進）	新規団体認定数 50団体（23～26年度累計）
	68	-カ	公共土施設愛護事業の推進（愛ロード・スポンサー事業（道路照明灯））	毎年度：5基
	69	-ア	協働指針に基づくNPOへの支援	NPO法人数 450法人（26年度）

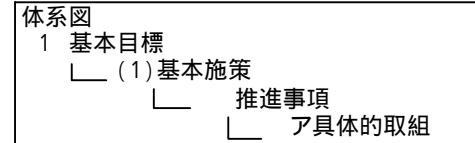
重点	No	体系項目	目標設定事項	数値目標等
	70	-イ	協働指針の見直しを含めた新たな方向性の検討	24年度までに協働指針の見直し
	71	-ウ	県・市町職員の意識改革のための説明会及びNPO等との協議の場の提供（県・市町職員の意識改革のための協働説明会の開催）	開催回数 1回 / 年
	72	-ウ	県・市町職員の意識改革のための説明会及びNPO等との協議の場の提供（協働推進研修会の実施）	開催回数 4回（県1回、市町3回） / 年
	73	-ア	パブリック・コメント制度の推進（パブリック・コメントの積極的な推進）	毎年30件以上実施
	74	-イ	情報提供・広聴・相談サービスの充実（広報戦略の推進と県政情報の効果的な提供）	25年度 県政情報の周知度90%以上
	75	-イ	情報提供・広聴・相談サービスの充実（広報戦略の推進と県政情報の効果的な提供）	毎年の記者発表件数100件以上
	76	-イ	情報提供・広聴・相談サービスの充実（「知事とみんなの愛顔でトーク」の開催）	毎年6回程度開催
	77	-イ	情報提供・広聴・相談サービスの充実（県政への提言事業（知事への政策提言・県政モニター）の実施）	毎年の県政への政策提言事業に寄せられる意見等の総数1,000件以上
	78	-ウ	審議会等の活性化及び公開の推進（審議会等の見直し）	実施率 100%
	79	-ウ	審議会等の活性化及び公開の推進（女性委員登用率向上）	登用率 40%以上
	80	-ウ	審議会等の活性化及び公開の推進（審議会等の公開）	公開対象会議の公開率100%（毎年度）
	81	-エ	県政出前講座の開催	毎年の県政出前講座開催件数70回以上
<b>(3) 民間との連携</b>				
	82	-ウ	指定管理者制度の活用（指定管理者のモニタリングの実施）	実施率 100%
	83	-オ	民生活河床掘削推進事業の推進	毎年度 3河川 撤去土量4万8千m3
	84	-ア	えひめ夢提案制度の推進	提案の実現率 70%以上（17～26年度累計）
<b>(4) 他県との広域連携</b>				
	85	-ア	四国各県との連携の推進	四国4県連携施策数30以上（毎年度）
	86	-ア	瀬戸内各県との連携、協調の推進	瀬戸内各県との連携事業数27以上（毎年度）
<b>3 「創造」する改革 ~政策立案型行政への転換~</b>				
<b>(1) 政策立案型組織づくり</b>				
	87	-ア	庁内分権の推進（裁決権限の下位権者及び地方機関への委譲の推進）	4年間で50事項以上を権限委譲
	88	-イ	業務執行リーダー制の拡充（業務執行リーダー制の導入）	全庁的な導入（24年度まで）
<b>(2) 職員の政策立案能力の強化</b>				
	89	-ア	5つの意識改革（5つの意識改革の徹底）	各職場における啓発研修実施率100%（毎年度）
	90	-ア	課長級昇任試験制度の導入（課長級昇任候補者選考試験の実施）	受験率75%以上
	91	-エ	庁内公募制の活用	各年度15部門以上を設定
	92	-ア	人材育成方針に基づく職員研修の充実（政策立案能力向上のための研修実施）	全ステージアップ研修に導入（24年度まで）
	93	-エ	事務職と技術職の人事交流の促進	各年度40人以上の人事交流
<b>(3) 広域自治体としての機能発揮</b>				
	94	-ア	県単独による対応の検討（ハローワーク業務の一体的実施について検討）	26年度までに提案内容の実現（アクション・プラン）
	95	-イ	四国4県による対応の検討（国の出先機関改革に向けた四国4県との連携の推進）	26年度までにアクション・プランに基づく受入方針の決定
	96	-ア	「県権限移譲推進指針」に基づく市町への権限移譲（プログラムに基づく権限移譲の推進）	権限移譲具体化プログラム（一律移譲）の権限移譲数387
	97	-イ	義務付け・枠付けの見直しへの対応（基準の設定等）	地域の実情に即した独自基準の設定 1以上
	98	-ウ	市町への法定移譲事務の情報提供等（市町への適切な情報提供）	第2次一括法による権限移譲事務に係る個別説明会等の開催（計10回以上）
	99	-ア	国への積極的な政策提言（えひめ発の分権改革提言の実現）	26年度までに10項目を実現
	100	-ア	国への積極的な政策提言（全国知事会等を通じた提言）	毎年1回以上提言

は重点目標



# 新しい行政改革大綱 ~「自主・自立のえひめ」を目指して~

## 『愛のくに 愛顔あふれる愛媛県』の土台づくり



### 1 「挑戦」する改革 ~更なる組織の進化~

#### (1) 財政改革

- 更なる経費節減
  - ア 事務事業評価結果の予算編成への反映による無駄排除
  - イ 県単独補助金や国の外郭団体等への負担金の見直し
  - ウ 大規模事業等の適正な執行
  - エ 投資的経費の効果的な執行による実質的な県債残高の圧縮
  - オ 公共工事のコスト縮減
- 財源の確保
  - ア 県有財産の売却・利活用
  - イ 未回収債権（税外）の回収強化
  - ウ 使用料・手数料の定期的見直し
  - エ 宝くじの普及・PR
  - オ 有利な起債の活用による将来負担の抑制
  - カ 新規発行県債の償還期間の弾力的運用
  - キ 財源対策基金の取崩しの圧縮と節減努力による積立て
  - ク 課税自主権の発揮
  - ケ 税負担の公平性確保と徴収率の向上
  - コ 広告料収入の確保

#### (2) 組織改革

- 組織のスリム化・効率化・活性化
  - ア 本庁組織の再編整備
  - イ 地方機関の組織体制の見直し
  - ウ 公務能率の向上（働きやすい職場づくり）
  - エ 福利厚生事業の見直し
  - オ 公の施設の見直し
  - カ 県出資法人の経営評価
  - キ 地方独立行政法人制度の活用
  - ク 公営企業の経営健全化
  - ケ 県立学校の再編整備
- 定員及び給与等の適正化
  - ア 適切かつ計画的な定員管理
  - イ 再任用職員の活用
  - ウ 技能労働職の見直し
  - エ 臨時職員の適正な配置
  - オ 給与制度・運用の見直し
  - カ 旅費制度・運用の見直し

#### (3) 業務改革

- 事務事業評価の徹底
  - ア 行政評価システムの改善・強化
  - イ 包括外部監査制度の有効活用
  - ウ 公共事業評価システムの推進
  - エ 監査委員による行政監査の強化
- 業務の効率化・省力化
  - ア ファシリティマネジメントの検討
  - イ 事務改善職員提案募集の実施
  - ウ 行政手続条例の適正な運用
  - エ 適正な情報システムの導入の推進
  - オ 入札・契約手続の適正な運用
  - カ 公共土木施設維持管理システムの構築
- 業務継続リスク管理の構築
  - ア 業務継続計画（BCP）の策定

### 2 「連携」する改革 ~県民の底力の結集~

#### (1) 県と市町との総合力の発揮

- 県・市町連携の推進
  - ア 県・市町職員の合同政策研究活動の推進
  - イ 県と市町の政策課題に対する協議
  - ウ 県と市町との二重行政の解消
  - エ 県と市町との連携施策の創出
- 人事交流の拡大
  - ア 市町との人事交流の促進と人材育成の支援
- 基礎自治体の機能向上支援
  - ア 市町に対する相談・サポート体制の整備
  - イ 市町の行政改革の支援（行革甲子園）
  - ウ 合併市町のまちづくり及び合併等への支援

#### (2) 地域・NPOとの連携

- NPO・ボランティア等との協働の推進
  - ア 地域づくり団体等の自発的取組のサポート
  - イ 新しい公共支援事業の推進
  - ウ NPO等の公募型事業の推進
  - エ 協働事業への県及び県民による評価の実施
  - オ NPO・ボランティア団体等のネットワーク化の推進
  - カ 公共土木施設愛護事業の推進
  - キ 県民参加の基金による支援事業
- NPOとの協働指針に基づく取組
  - ア 協働指針に基づくNPOへの支援
  - イ 協働指針の見直しを含めた新たな方向性の検討
- 協働に向けた意識改革
  - ア 職員の意識改革のための研修の実施
  - イ 職員の社会参加の推進
  - ウ 県・市町職員の意識改革のための説明会及びNPO等との協議の場の提供
- 県民対話型県政の推進
  - ア パブリック・コメント制度の推進
  - イ 情報提供・広聴・相談サービスの充実
  - ウ 審議会等の活性化及び公開の推進
  - エ 県政出前講座の開催
  - オ パブリック・インボルブメント制度の推進

#### (3) 民間との連携

- 民間活力の積極的な活用
  - ア 任期付研究員制度及び任期付職員制度の活用
  - イ アウトソーシングの推進
  - ウ 指定管理者制度の活用
  - エ PFI方式の活用
  - オ 民活河床掘削推進事業の推進
  - カ 民間人の校長登用の検討
- 規制緩和の推進
  - ア えひめ夢提案制度の推進
  - イ 総合特区・構造改革特区・地域再生制度の活用

#### (4) 他県との広域連携

- 四国4県連携の推進
  - ア 四国各県との連携の推進
- 多面的広域連携の推進
  - ア 瀬戸内各県との連携、協調の推進
  - イ 政策課題に対応した新たな広域連携

### 3 「創造」する改革 ~政策立案型行政への転換~

#### (1) 政策立案型組織づくり

- 政策立案機能の強化
  - ア 部局横断的な企画調整機能の強化
  - イ 総合的な地域振興推進体制の整備
  - ウ 県と市町との連携施策の創出【再掲】
  - エ 重点戦略方針に沿った政策展開
  - オ みんなの愛顔づくりプロジェクトの推進
  - カ 政策優先度チェックに基づく実績検証
  - キ 愛媛の知恵の輪100事業の推進
- 機動的な執行体制づくり
  - ア 庁内分権の推進
  - イ 業務執行リーダー制の拡充
  - ウ PT（プロジェクトチーム）制度の積極的な活用
  - エ 政策推進班の活用による部局連携機能の強化
  - オ 東京、大阪事務所の営業機能等の強化
  - カ トップマネジメント機能の強化

#### (2) 職員の政策立案能力の強化

- 職員の意識改革
  - ア 5つの意識改革
- 能力・実績重視型の人事管理
  - ア 課長級昇任試験制度の導入
  - イ 職員の能力・業績・意欲を重視した人事評価の実施
  - ウ 能力・実績を一層反映した給与制度・運用の見直し
  - エ 庁内公募制の活用
- 人材育成の推進
  - ア 人材育成方針に基づく職員研修の充実
  - イ 市町との人事交流の促進と人材育成の支援【再掲】
  - ウ 民間、国等との人事交流の推進
  - エ 事務職と技術職の人事交流の促進
  - オ 県・市町職員の合同政策研究活動の推進【再掲】
  - カ 職員表彰制度の見直し

#### (3) 広域自治体としての機能発揮

- 国の出先機関改革への対応
  - ア 県単独による対応の検討
  - イ 四国4県による対応の検討
  - ウ 中四国ブロックによる対応の検討
- 国・県・市町の役割分担に応じた機能強化
  - ア 「県権限移譲推進指針」に基づく市町への権限移譲
  - イ 義務付け・枠付けの見直しへの対応
  - ウ 市町への法定移譲事務の情報提供等
- 国への提言・情報発信
  - ア 国への積極的な政策提言
  - イ 広域自治体のあり方の研究